

平成26年2月17日

高砂市議会
議長 生 嶋 洋 一 様

議会改革検討特別委員会
委員長 砂 川 辰 義

高砂市議会委員会条例の改正案について（追加報告）

みだしのことについて、平成26年2月12日付けの報告書「高砂市議会委員会条例及び高砂市議会会議規則の改正案について（報告）」で先にご報告したところではありますが、なお、下記のとおり追加してご報告いたします。

記

1 高砂市議会委員会条例の一部改正案についての提言（追加）

全国市議会議長会の標準委員会条例と比較検討した結果、高砂市議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）の3点に関し、追加の条項の改正を提言するものである。

【追加する主要な改正点】

(1) 常任委員及び議会運営委員の任期の起算

原則としては、選任された当日から起算するものであるが、いつから任期が開始されるかについて明らかにしておく必要があるため設けるものである。

(2) 秘密会について

秘密会とすることについて、「委員会」の議決に改め、その発議については委員長又は委員と明確にしたものである。

(3) 委員会の記録方法について

将来において、委員会記録を電磁的記録によることができるものを追加するものである。

別添資料、高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例案（追加含）

高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表（追加含）